

# 協定書

一般社団法人 日本港運協会（以下「日港協」という）と全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、2015年度（平成27年度）の労働条件改善について、下記の通り協定する。

## 記

### 1. 港湾運送事業の健全な発展と雇用の安定化について

- (1) 認可料金制度の復活に向け、労使夫々が実現出来るよう関係先に引き続き働きかけることとする。
- (2) 港運業界と密接不可分の関係事業が規制緩和や合理化等により、港運の業域・職域に影響を及ぼす事項については、都度労使政策委員会あるいは事前協議会において協議を行うこととする。
- (3) 民間港湾運営会社の港運への参入には反対すると共に港湾産別労使のルールの徹底を図るよう努力する。
- (4) 三島川之江港の指定港化については、国土交通省及び当該地区関係者に対し、早期に実現するよう引き続き働きかける。

### 2. 産別賃金制度について

- (1) 産別最低賃金については、月額 164,000 円（日額 7,130 円）とする。  
なお、この賃金の適用地域（港）及び適用対象労働者等は、現行通りとする。
- (2) 現行のあるべき賃金、同基準賃金、同標準者賃金については「賃金・労働時間問題専門委員会」での継続協議事項とする。

### 3. 雇用・職域の確保並びに港湾労働秩序について

- (1) 港運労使は港湾運送事業法及び港湾労働法の存続が第一義であり、港湾運送事業者の業域並びに港湾労働の職域の確保・拡大の観点に立って、それぞれの法適用に当たり最大限活用するよう努力する。
- (2) 現行の事前協議制度の手続き及び適用面での課題について、中央事前協議会において協議する。
- (3) 関連専門の労働環境整備について改善に向け引き続き日港協整備部会と関係労働組合との協議を促進し、この過程で日港協として必要な支援等を行う。
- (4) 六大港における常用港湾労働者中心の港湾労働体制の確立について引き続き指導しその徹底を図る。

#### 4. 港湾労働者年金制度について

港湾労働者年金制度に係る受給資格者の支給期間については「離職後15年の有期支給」に向け労使政策委員会で協議する。

#### 5. 港湾労働者の安全・衛生対策について

- (1) 石綿被災者の救済対策に国の関与を求めるため、四者協議を継続して行うこととし、その成果が得られるよう労使一体となって努力する。
- (2) 放射能汚染から港湾労働者の健康保持のため、現行の中古車等の放射線量検査に係る検査機関の検査実態について中央安全専門委員会においてチェックした上で然るべく対応する。

以上

2015年（平成27年）4月9日

一般社団法人 日本港運協会  
会長 久保 昌三



全国港湾労働組合連合会  
中央執行  
委員長 糸谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟  
会長 新屋 義信



## 覚 書

一般社団法人日本港運協会と全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、2015年（平成27年）4月9日付協定書第4項港湾労働者年金制度に関し、次の通り確認し覚書とする。

### 記

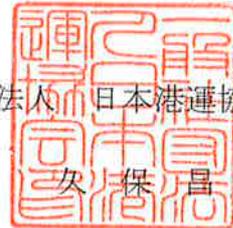
「離職後15年の有期支給」について労使政策委員会において成案に至った場合、その実施時期は2015年（平成27年）4月1日とする。

以 上

2015年(平成27年)4月9日

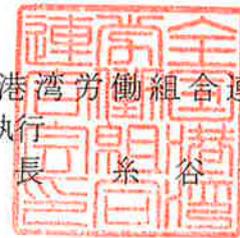
一般社団法人 日本港運協会

会 長



全国港湾労働組合連合会  
中央執行  
委員長

糸 谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟

会 長

新 屋 義 信

